

## 議事録

### ○岡山県南広域都市計画公園(中原公園)の区域変更について

(委員)

・南側の公園区域が減少する区域には樹木があると思われる。その樹木は移植するのか。

【事務局】

・移植する予定としている。

(委員)

・お墓の南側は市有地か、民有地か。

【事務局】

・民有地である。

(委員)

・民有地であれば、住宅が建築される可能性があるのか。

【事務局】

・市街化区域内であるため、住宅が建築される可能性はある。

(委員)

・住宅が建築されると、公園への影響が懸念される。当該部分を市が買収することは無理か。

【事務局】

・この度は公園の規模(面積)を変更せず、区域のみの変更としているため、当該部分の買収は検討していない。

(委員)

・当該公園種別は街区公園となっている。街区公園は都市公園施行令第2条第1号で規定されているように、街区内に居住する者の利用を想定していると思う。同規定では0.25haを標準として定めることとなっているが、そのあたりは大丈夫か。

【事務局】

・都市計画決定を行った面積は約0.22haであり、街区公園の規準に近似した数値となっている。

(委員)

・公園の西側の道路復員についても拡幅予定はあるのか。

【事務局】

・平成30年度の工事で行う予定としているが、実際の施工は平成31年度となる見込み。

延長は100m、幅員は4mで拡幅することとしている。

(委員)

- ・駐車場は無くても良いのか。

【事務局】

- ・街区公園は、近隣の住民による徒歩での利用を想定しており、遠方から車で利用に來られるということは想定していないため整備していない。

(会長)

- ・他に意見は無い様なので、この原案に関して、承認でよいか。

(委員各位)

- ・了承。

## ○岡山県南広域都市計画地区計画(上中島・古地地区) の変更について

(委員)

- ・変更内容が従前の「チ」から「リ」に変わったとあったが、具体的にはどのような変更があったか。

【事務局】

- ・資料の2-3を御覧頂きたい。従前の「チ」が近隣商業地域内に建築してはならない建築物で記載があったが、それが「リ」に読み換わった。「チ」が条項ずれにより「チ」から「リ」に変わったところ。

(委員)

- ・改正の年度はいつか。

【事務局】

- ・正確な日付は手元に資料がないので、答えることはできないが、都市緑化法等を一部改正する法律が平成29年に改正されている。今回はこれに伴って行われた改正である。

(委員)

- ・平成29年度末にはまだ反映されていないのか。

【事務局】

- ・はい。

(委員)

- ・平成30年度版に載っている。

(委員)

- ・実際には、15年前には、B地区も、C地区も既存の建物が建っている訳ですよ。

【事務局】

- ・おおむね埋まってきている状況で、A地区は住居系ですが、こちらはまだ少し空きがある。A地区については地区計画の適合などで、審査のために都市計画課に申請があるが、そういったものが年間何件か出てきている状態。

(会長)

- ・従前に決定された建築物の用途制限を、そのまま維持しようとしたら、法令の改正により、このような記載になったということ。  
この原案に関して、他に意見はないので、承認でよいか。

(委員各位)

- ・了承。

(会 長)

- ・原案どおり処分致します。原案の都市公園，地区計画については，総社市長から諮問を頂いておりますので，原案どおり異議なしで答申致します。